

令和 7 年 度

内部統制評価報告書審査意見書

姫路市監査委員

令和8年8月12日

姫路市長 清 元 秀 泰 様

姫路市監査委員	三 輪	徹
同	芝 野	稔
同	竹 中	隆 一
同	中 西	祥 子

令和7年度内部統制評価報告書審査意見書の提出について

地方自治法第150条第5項の規定により審査に付された令和7年度姫路市内部統制評価報告書について、別紙のとおり意見書を提出します。

あわせて提出された上下水道局、消防局及び教育委員会事務局の報告書についても、別紙のとおり意見書を提出します。

令和7年度 姫路市内部統制評価報告書審査意見書

地方自治法第150条第5項の規定に基づき、同条第4項に規定する報告書について審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和8年7月31日

姫路市監査委員	三	輪	徹
同	芝	野	稔
同	竹	中	隆一
同	中	西	祥子

1 審査の対象

令和7年度姫路市内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和7年度姫路市内部統制評価報告書の審査は、姫路市長が作成した内部統制評価報告書について、姫路市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものである。

3 審査の実施内容

令和7年度姫路市内部統制評価報告書について、姫路市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「姫路市監査基準」に準拠し、「内部統制評価報告書審査手順」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和7年度姫路市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 意見

- (1) 内部統制の重大な不備には該当しないものの、運用上の不備が多数認められる。これらは、市民からの信頼の失墜に繋がるものであることから、二度と繰り返されることのないよう、全庁あるいは同種の事務を扱う所属に対して周知を行い、注意して事務に取り組まれない。

また、各所属において事務処理誤りが繰り返されていることから、これらについても再発防止の徹底や継続的な対応策の見直しを進めるとともに、全庁で起こりうる事案については、都度周知を行うなど、情報を共有し、再発防止に努められたい。

- (2) リスク管理シートの記載内容について、各所属における業務特性やリス

ク認識の違い等により、記載の質・量に差異が生じている。各所属の実情を踏まえつつ、リスクの考え方や運用について平準化を図るとともに、リスク管理シート作成の実効性と事務負担のバランスを踏まえた適正な運用に努められたい。

令和7年度 姫路市上下水道局内部統制評価報告書審査意見書

地方自治法第150条第5項の規定に準拠し、同条第4項の規定を踏まえた報告書について審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和8年7月31日

姫路市監査委員	三 輪	徹
同	芝 野	稔
同	竹 中	隆 一
同	中 西	祥 子

1 審査の対象

令和7年度姫路市上下水道局内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和7年度姫路市上下水道局内部統制評価報告書の審査は、姫路市上下水道事業管理者が作成した内部統制評価報告書について、姫路市上下水道事業管理者による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものである。

3 審査の実施内容

令和7年度姫路市上下水道局内部統制評価報告書について、姫路市上下水道事業管理者及び内部統制評価部局から報告を受け、「姫路市監査基準」に準拠し、「内部統制評価報告書審査手続」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和7年度姫路市上下水道局内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、次に掲げるとおり一部に不適切な報告事項があり、評価手続に係る記載は一部相当ではないが、当該事項を除いた範囲においては、記載は相当であると認められる。

5 指摘事項

業務レベルの内部統制に係る運用上の重大な不備と評価された事案については、不備の是正に関する記載はあるものの、当該事案の発生した原因に関する認識には、なお本質的な誤りがあるものと認められることから、次のとおり指摘する。

重大な不備として評価された「下水道管渠施設等緊急対応業務委託」に係る委託料の長期未払いについて、上下水道局内部統制評価報告書では、契約相手方による業務完了報告書及び請求書の提出漏れを原因としている。

しかしながら、業務委託における発注者は、業務内容を明確に示し、その進捗状況を的確に把握し、業務の完了を確認した上で、適時に委託料を支払う責務を負うものである。本事案においては、委託業務の完了を把握していたにもかかわらず、契約相手方に対して業務完了報告書の提出を求めるなどの必要な指示や対応を講じず、長期間にわたり未払いを放置していたものであり、発注者として求められる基本的な管理義務を著しく怠っていたと言わざるを得ない。

このような対応は、進捗管理、完了確認及び支払管理のいずれについても著しく不適切であり、発注者としての責務に対する認識が極めて不十分であったことを示すものである。とりわけ、契約金額が高額であり、かつ支払遅延が長期に及んだことは、事業者に多大な不利益を生じさせるとともに、市民の信頼を大きく損なう深刻な事態である。

業務委託等の実施に当たっては、発注者としての責務を改めて厳格に認識し、契約相手方任せとすることなく、進捗管理、完了確認及び支払管理を組織として確実に実施する体制を整備すべきである。今後、同種の事案を二度と発生させないよう、実効性のある再発防止策を早急に講じ、その運用を徹底されたい。

6 意見

- (1) 内部統制の重大な不備には該当しないものの、各所属において事務処理誤りが繰り返されていることから、再発防止の徹底や継続的な対応策の見直しを進められたい。
- (2) 公営企業の業務における契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、議会の議決を要しないとされているが、市民への説明責任を果たす観点から、必要に応じ市議会への報告及び説明を行うべきであることを申し添える。

令和 7 年度 姫路市消防局内部統制評価報告書審査意見書

地方自治法第 150 条第 5 項の規定に準拠し、同条第 4 項の規定を踏まえた報告書について審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和 8 年 7 月 31 日

姫路市監査委員	三 輪	徹
同	芝 野	稔
同	竹 中	隆 一
同	中 西	祥 子

1 審査の対象

令和 7 年度姫路市消防局内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和 7 年度姫路市消防局内部統制評価報告書の審査は、姫路市消防局長が作成した内部統制評価報告書について、姫路市消防局長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものである。

3 審査の実施内容

令和 7 年度姫路市消防局内部統制評価報告書について、姫路市消防局長及び内部統制評価部局から報告を受け、「姫路市監査基準」に準拠し、「内部統制評価報告書審査手続」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和 7 年度姫路市消防局内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

特段記載すべき事項はない。

令和 7 年度 姫路市教育委員会事務局内部統制評価報告書審査意見書

地方自治法第 150 条第 5 項の規定に準拠し、同条第 4 項の規定を踏まえた報告書について審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和 8 年 7 月 31 日

姫路市監査委員	三 輪	徹
同	芝 野	稔
同	竹 中	隆 一
同	中 西	祥 子

1 審査の対象

令和 7 年度姫路市教育委員会事務局内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和 7 年度姫路市教育委員会事務局内部統制評価報告書の審査は、姫路市教育長が作成した内部統制評価報告書について、姫路市教育長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものである。

3 審査の実施内容

令和 7 年度姫路市教育委員会事務局内部統制評価報告書について、姫路市教育長及び内部統制評価部局から報告を受け、「姫路市監査基準」に準拠し、「内部統制評価報告書審査手続」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和 7 年度姫路市教育委員会事務局内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 意見

- (1) 市立高等学校以外の学校・園において、学校徴収金等の取扱いに関する不適切な事務処理が、定期監査において繰り返し指摘されている。昨年度の包括外部監査においても、同徴収金等の管理をはじめ、会計処理上の事項について指摘又は意見がなされている。

個別事務処理上のリスクへの対応に加え、組織全体として十分なリスク

管理を可能とする体制を整備し、実効的に運用されたい。

- (2) 内部統制の重大な不備には該当しないものの、各所属において事務処理誤りが繰り返されていることから、再発防止の徹底や継続的な対応策の見直しを進められたい。